

新規事業採択時評価に係る 港湾管理者の意見

港 第 3 9 5 号
令和6年3月1日

国土交通省港湾局長 稲田 雅裕 様

茨城港港湾管理者 茨城県
代表者 茨城県知事 大井川 和彦
(公印省略)

港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

平素より茨城港の発展につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年3月1日付国港計第75号で照会のありました「茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業」について、下記のとおり回答いたします。

記

茨城港常陸那珂港区は、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道などの高速道路ネットワークに直結し、首都圏物流の合理的再編や、東京湾岸地域への集中により生じる陸上・海上交通の混雑緩和、迅速で環境負荷の少ない物流の実現に有効であり、首都圏全体の経済発展においても重要な役割を果たしております。

当港区においては、大手建設機械メーカーが臨海部に集積し、輸出が順調に増加してきており、令和4年には建設機械の輸出量が過去最高を記録するとともに、今後も北米でのインフラ投資や世界的な鉱物需要増大を背景として、更なる生産増や貨物輸出増が計画されるなど、益々の港勢拡大が見込まれています。

このような中、限られたバースで増加するコンテナ貨物や大型RORO貨物といった様々な貨物を取り扱う現状では、船舶の沖待ちの発生、運行スケジュールの変更や貨物の遠方港への横持ち輸送を余儀なくされるなど、企業活動にとって重大な支障をきたしており、当港区における大水深岸壁の早期完成が喫緊の課題であります。

これらの喫緊の課題を解決するためには、需要に対応した国際物流ターミナル整備事業の早期整備が不可欠です。また、これにより、地域産業の国際競争力強化はもとより、首都圏中心部の通行回避によるドライバーの労働環境の改善及び被災時の社会・経済活動の維持が図られます。

つきましては、当該事業の令和6年度の確実な新規事業化について、格別のご配慮を賜りたく、強くお願い申し上げます。

なお、事業の実施にあたりましては、コスト縮減を図りながら、早期完成に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

港湾管理者としても、当該事業の実施に向けて、令和5年12月に港湾計画の一部変更を行っており、引き続き、本事業の推進にあたり、ふ頭用地等の整備や地元調整に万全の協力をさせていただくとともに、現行の港湾利用にも配慮した円滑な事業進捗が図られるように尽力して参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

運第338号
令和6年3月4日

国土交通省港湾局長 稲田 雅裕 様

徳島小松島港港湾管理者 徳島県
代表者 徳島県知事 後藤田 正純



港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について（回答）

平素より徳島小松島港の発展につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年3月1日付け国港計第75号で照会のありました「徳島小松島港赤石地区国際物流ターミナル整備事業」について、下記のとおり回答いたします。

記

徳島小松島港は、四国東部の紀伊水道沿岸の中央に位置し、背後には本県の政治・経済・文化の中心地である徳島市、小松島市及び工業立地の拠点である阿南市などを擁し、海上交通の要衝として発展してきました。

特に、赤石地区においては、平成23年に国際物流ターミナルが全面供用し、国際定期コンテナ航路と国際フィーダー航路が就航するとともに、紙の原料として東南アジアから木材チップが輸入されるなど、本県における国際海上物流及び貿易拠点として、化学工業、製紙業をはじめとする地域産業の国際競争力強化のために重要な役割を果たしております。

今後、県内企業において、世界的な自動車のEV化を背景としたリチウムイオン電池正極材の増産や、世界的な半導体需要の高まりを背景とした半導体洗浄用の超純水の製造に必要な逆浸透膜用素材の増産等が見込まれております。さらに、2024年問題に起因するモダルシフト需要や脱炭素への対応も必要となっており、今後、国際フィーダー貨物及び国際フィーダー航路の大幅な増加が見込まれております。

一方で、赤石地区においては、岸壁延長及びふ頭用地の不足により、船舶間の離隔距離が確保できないだけでなく、これらの貨物需要の増加やそれに伴う航路の増便に対応することができない状況です。

これらの徳島小松島港の喫緊の課題を解決するためには、国際物流ターミナルの岸壁延伸を行い、港湾機能を強化することが必要不可欠となっております。これにより、地域産業の競争力強化はもとより、トラックドライバー不足等への対応、国際コンテナ戦略港湾政策の推進等が図られます。

折しも、高規格道路である徳島南部自動車道の整備が本格化する中で、「立江櫛淵・阿南間」の開通が令和7年度見通しと公表されたところであり、港湾整備と道路整備

による高い相乗効果も期待されます。

つきましては、当該事業の令和6年度の確実な新規事業化について、格別な御配慮を賜りたく、強くお願い申し上げます。

港湾管理者としても、地元調整や浚渫土砂の処分に最大限の支援をさせていただくとともに、県が実施する岸壁背後のふ頭用地やガントリークレーンの整備に全力で取り組むなど、当該事業の円滑な進捗に努めて参ります。また、国際フィーダー航路の早期増便に向けた荷主・船社への支援やポートセールスなど、本港が東四国の海上輸送拠点として利活用されるよう尽力して参りますので、御理解、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

土港第 643 号
令和6年3月4日

国土交通省港湾局長 稲田 雅裕 殿

中城湾港港湾管理者 沖縄県
代表者 沖縄県知事 玉城 康裕
(公印省略)

港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平素より、中城湾港の整備につきましては格別なるご高配、ご指導を賜り、衷心より感謝申し上げます。

令和6年3月1日付け国港計第75号で照会のありました「中城湾港新港地区国際物流ターミナル整備事業」に係る直轄事業については、下記のとおり必要不可欠であり、令和6年度の新規事業として採択していただきますようよろしくお願い致します。

記

中城湾港新港地区は、沖縄本島中部の東海岸地域に位置し、東京港や大阪港等の拠点港と沖縄を結ぶ内貿航路の他、燃料輸入や製品輸出等に関する外貿航路を有する県内の物流拠点となっております。港湾機能を有する優位性から、近年、新たな物流センターの立地やバイオマス発電所の稼働、飼料用サイロの増設等が続いており、令和4年度時点で製造業を中心とした計260社6,630人の立地・雇用が生まれております。

一方で、民間投資の進展に伴い燃料船、穀物船及びRORO船といった大型船舶が就航し、港内では岸壁の不足が生じております。今後、新港地区及び周辺地域において更なる生産活動が見込まれる中で、既に大型船の寄港機会の損失が慢性化しており、港湾機能の不足が沖縄の産業振興及び雇用創出の支障となることを強く懸念しております。また、クルーズ船についても、岸壁不足により寄港を隔週1隻までに制限せざるを得ない状況です。更に、島しょ県である沖縄県は物資輸送を海上輸送に依存しており、大規模地震発生時における物資輸送を確保するための耐震強化岸壁の整備が必要です。

沖縄県の自立型経済の構築に向け、産業支援港湾として東海岸地域の拠点機能を担う中城湾港新港地区の東ふ頭岸壁(耐震)の早期整備は不可欠であり、当事業の予算化について特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

本県としては、引き続き沖縄の産業振興に尽力するとともに、臨港道路の耐震化など、港湾管理者として本事業の推進に必要な取組を行ってまいります。

【連絡先】

沖縄県土木建築部港湾課

TEL：098-866-2395

国土交通省港湾局長 稲田 雅裕 様

青森港港湾管理者 青森県
代表者 青森県知事 宮下 宗一郎
(公印省略)

港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

平素より青森港の発展につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年3月1日付国港計第75号で照会のありました「青森港油川地区国際物流ターミナル(-12m) 整備事業」について、下記のとおり回答いたします。

記

青森港は陸奥湾の最奥部に位置し、本州と北海道を結ぶフェリー輸送の約1/4(全国一位)を担う等、物資・旅客輸送における重要拠点としての役割を果たしております。

また、フェリー貨物の他、エネルギー関連貨物、金属くず、セメントなどを取り扱っており、青森県内の生活や産業を支えているほか、風力発電の導入量及び風車基数が全国上位となっている本県においては、近年は陸上風力発電設備の部材も取り扱う等、青森港の重要性はますます高まっています。

さらに、令和5年10月に、経済産業省及び国土交通省より「青森県沖日本海(南側)」が再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、令和6年1月には「発電設備の設置・維持管理のために利用港湾として青森港を提示する形で当該区域における発電事業者の公募が開始されたと承知しております。

青森港は、外海に面する港湾に比べ静穏度が高く、年間を通して安定した利用が可能であるという他地域にはないメリットを活かせる一方で、重厚長大な洋上風力発電設備の取扱いが可能な地耐力を保有した港湾施設が無い場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進する際には、洋上風力発電設備部材の組立て、積出し等の機能を有した基地港湾の整備が課題となっています。

以上のような青森港の喫緊の課題を解決するためには、十分な地耐力を保有した大水深の国際物流ターミナルの早期整備が不可欠です。また、これにより、海洋再生可能エネルギーの導入促進はもとより、国内における洋上風力発電関連産業などの産業発展、地元企業の事業への参加と雇用機会の創出等による地域経済の活性化が図られるものと考えており、県としては、青森港を核として、経済効果が周辺地域に波及し、ひいては県全体に広がるよう、地元青森市と連携し地域振興に取り組んで参る所存で

す。

つきましては、当該事業の令和6年度の確実な新規事業化について、格別なご配慮を賜りたく、強くお願い申し上げます。

港湾管理者としても、昨年12月、港湾計画を変更し「海洋再生可能エネルギー発電施設等の配置及び維持管理の拠点を形成する区域」等の位置付けを行ったほか、今後、県が実施する油川埠頭の土地造成にも全力で取り組んで参ります。併せて、当該事業の円滑な進捗に加え、本港が海洋再生可能エネルギー拠点として十分に利活用されるよう尽力して参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

令和6年3月4日

国土交通省港湾局長 稲田 雅裕 様

酒田港港湾管理者

山形県知事 吉村 美栄子

港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について（回答）

平素より酒田港の発展につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年3月1日付国港計第75号で照会のありました「酒田港外港地区国際物流ターミナル（-12m）整備事業」について、下記のとおり回答いたします。

記

酒田港は最上川の河口に位置する山形県唯一の重要港湾であり、古くから北前船による交易で繁栄し、山形県の海上物流の拠点となっています。

また、エネルギー関連貨物を中心に、国際定期コンテナ航路の就航やリサイクルポート指定を契機とした関連企業の進出、再生可能エネルギー発電施設の立地など、環日本海圏の経済交流を支える港湾です。

さらに、令和5年10月に、経済産業省及び国土交通省より「山形県遊佐町沖」を再エネ海域利用法に基づく促進区域と指定され、令和6年1月には「促進区域と一体的に利用できる港湾」として酒田港を提示するかたちで当該地区における発電事業者の公募が開始されたと承知しております。

山形県では「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進している中、風況が良好な本県沿岸において、洋上風力発電はその切り札として期待が高まっています。この洋上風力発電の多様な地域産業への波及効果を県内に最大限取り込むには、酒田港を海洋再生可能エネルギー発電設備の建設と維持管理の拠点として利用していただくことが重要であります。

一方、酒田港には、重厚長大な洋上風力発電設備の取扱いが可能な地耐力を保有する港湾施設が無い場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進する際には、洋上風力発電設備部材の組立て、積出し等の機能を有した係留施設の整備が課題となっています。

以上のような酒田港の喫緊の課題を解決するためには、十分な地耐力を保有した大水深の国際物流ターミナルの早期整備が不可欠です。また、これにより、海洋再生可能エネルギーの導入促進はもとより、国内における洋上風力発電関連産業などの発

展、地元企業の事業への参加と雇用機会の創出等による地域経済の活性化と酒田港の利用拡大が図られます。

つきましては、当該事業の令和6年度の確実な新規事業化について、格別な御配慮を賜りたく、強くお願い申し上げます。

港湾管理者としても、当該事業の必要性を具現化するため、酒田港港湾計画に「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」や必要な施設を位置付ける変更を行っています。また、当該事業により発生する浚渫土砂の受け入れも可能な埋立護岸整備を行っており、当該事業の円滑な実施に資するよう着実に整備を進めてまいります。

酒田港が日本海側の海洋再生可能エネルギー拠点の一つとして利活用されるよう、関連産業の進出を目指した誘致活動や、新規産業と既存企業とのマッチングなど、港湾を通じた地域経済の活性化に向け尽力して参りたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

建 第302号
令和6年3月4日

国土交通省港湾局長 稲田 雅裕 様

四日市港海岸海岸管理者 四日市港管理組合
管理者 三重県知事 一見 勝之
(公印省略)

港湾局所管の海岸事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

本組合の海岸行政の推進につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和6年3月1日付国港海第333号で意見照会のありました「四日市港海岸直轄海岸保全施設整備事業」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

四日市港海岸の石原地区及び塩浜地区は、国内有数の石油化学コンビナートが形成され、エネルギー関連や石油化学を中心とした製品の素材・原料等を製造する基幹産業が集積しています。また、背後には住宅が密集しているほか、国道1号、23号、JR、近鉄等が通る交通の要衝となっています。

当該地区においては、南海トラフ地震等の切迫性が高まっており、地震発生時には海岸保全施設が液状化による沈下等により防護機能が損なわれ、地震に伴う津波により、甚大な浸水被害が懸念されていることから、早期の対策が必要です。

このような中、地元では関係企業や地域住民等により「四日市港の海岸整備を進める会」が設立され、海岸防災の重要性についてのシンポジウムが開催されるなど、地域の関心が非常に高まっており、早期の改修が求められております。

しかしながら、海岸保全施設周辺には、危険物を扱うパイプラインが近接・横断する形で敷設されており、改良に高度な技術力を要し、事業規模も著しく大きくなるため、国直轄による事業実施が必要です。

つきましては、当該事業の令和6年度の確実な新規事業化について、格別なご配慮を賜りたく、強くお願い申し上げます。

本組合といたしましても、本事業の推進にあたり地元調整に万全の協力をさせていただくとともに、本事業と連携した本組合の事業の推進にも努めてまいります。